11月分

改正育児・介護休業法等に関する

個別相談会のご案内

　改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が平成２９年１月１日に施行されます。

　育児・介護休業等規定の整備や新たに義務とされた、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じていただくため、個別にご相談に応じます。

◆　日時

　平成２８年１０月から週２回程度（下記参加申込書のとおり）

　　※１２月以降は、東京労働局ホームページにて随時ご案内いたします。

◆　会場

　東京労働局共用会議室（千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎１１階）

　　東京メトロ東西線／半蔵門線、都営新宿線　九段下駅（６番出口）　徒歩５分

　　　　　※駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。

◆　お申込み

　事前に、下記申込票をFAXにて送付してください。

　日時を調整の上、こちらからご連絡いたします。

★個別相談会では、以下の**①②**についてご相談をお受けします。**必ず、希望されるご相談内容の番号に○を付けて**お申し込みください。

**①育児・介護休業等に関する規定整備方法に関すること**

**②いわゆるマタハラ防止措置に関すること**

　　　※改正法の内容そのものに関するご相談は、できる限り**電話でのお問い合わせ**をお願いいたします。

★**「無期転換ルール」（※）に関する相談コーナー**も設置します

　当日「無期転換ルール」に関する相談を希望される場合、下記申込書の③に○を付けてください。

（受付時間：10時～16時）　予約がなくとも、①②の相談後にお立ち寄りいただくことも可能です。また、相談会開催日以外も、随時14階指導課でも相談を受け付けています。

　（※）パートタイム労働者等、有期契約の方を期間の定めのない契約に転換する法制度。

【**お問い合わせ先】東京労働局雇用環境・均等部　指導課**

**①②両立担当、③労働契約法担当（電話番号は、いずれも０３－３５１２－１６１１）**

～　参　加　申　込　書　（１１月分）～

申込みＦＡＸ番号　　０３－３５１２－１５５５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業名 |  | ご相談内容 | ○をつけてください（複数可）**① ・ ② ・ ③** |
| ご出席者職氏名 |  | ご連絡先（TEL） |  |
| ご希望の日時（第三希望までご記載ください） |  | **1１/８****（火）** | **1１/９****（水）** | **1１/１５****（火）** | **1１/1７****（木）** | **1１/２５****（金）** | **1１/２８****（月）** | **1１/2９****（火）** |
| 9:30～10:30 |  |  | **×** |  |  |  |  |
| 10:45～11:45 |  |  | **×** |  |  |  |  |
| 13:00～14:00 |  |  |  |  | **×** |  |  |
| 14:15～15:15 |  |  |  |  | **×** |  |  |
| 15:30～16:30 |  |  |  |  | **×** |  |  |

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。

　　　　お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、

 説明会終了後速やかに廃棄いたします。